IASC財団定款見直しに対する協議の概要

IASC財団の定款には、国際会計基準の設定主体である国際会計基準審議会 (IASB)等の運営手続きが定められており、現行の定款の規定では、5年ごとに 評議会によって定款を見直すこととされている。

初回にあたる今回の見直しにあたり、「ASC財団の評議会は、2003年11月12日に、定款見直しの論点について幅広〈コメントを求める目的で協議文書を公表。 パブリック・コメント期限は、2004年2月11日。

この協議文書においては、定款の論点の要約が示されているほか、定款検討委員会によるいくつかの質問が掲げられているが、定款のすべてが見直しの対象であり、必要と考えられるすべての問題についてコメントが求められている。

(注)定款検討委員会は、見直しの調整及び全体の評議会に対して定款変更に関する提案を行う役割を持ち、2003年11月に初会合。

現行の定款によると、合意された変更があれば、定款が施行されてから5年後(2006年2月)に実施することが目的とされている。

(参考) IASC財団の定款見直しに関する協議文書については、IASBのホームページに掲載されています。http://www.iasb.org/about/constitution_review.asp